

社会保険事業状況（平成19年6月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成19年6月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,992万3千人、法第3条第2項被保険者1万3千人、船員保険6万4千人である。前年同月と比べてみると政管健保は35万1千人（対前年同月比1.8%増）、法第3条第2項被保険者は2千人（同15.4%減）、船員保険は1千人（同1.7%減）それぞれ増減している。被保険者数の月別推移は図I-1、図I-2、図I-3のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加傾向にある。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。

また、平成19年6月末現在の政管健保適用の事業所数は156万1千（対前年同月比2.4%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.2%減）、平成19年5月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同11.6%減）となっている。

図I-1 政管一般被保険者数の推移

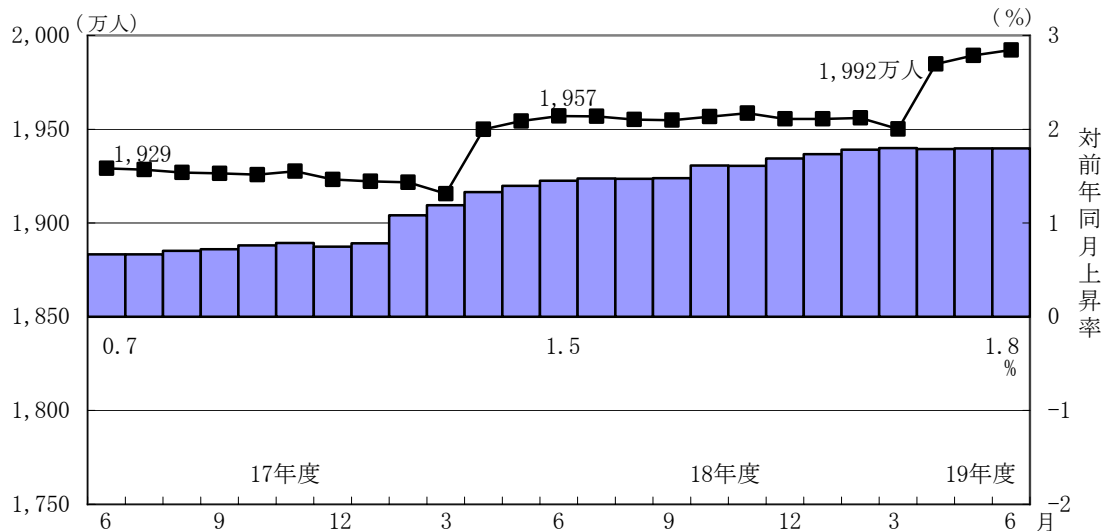


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

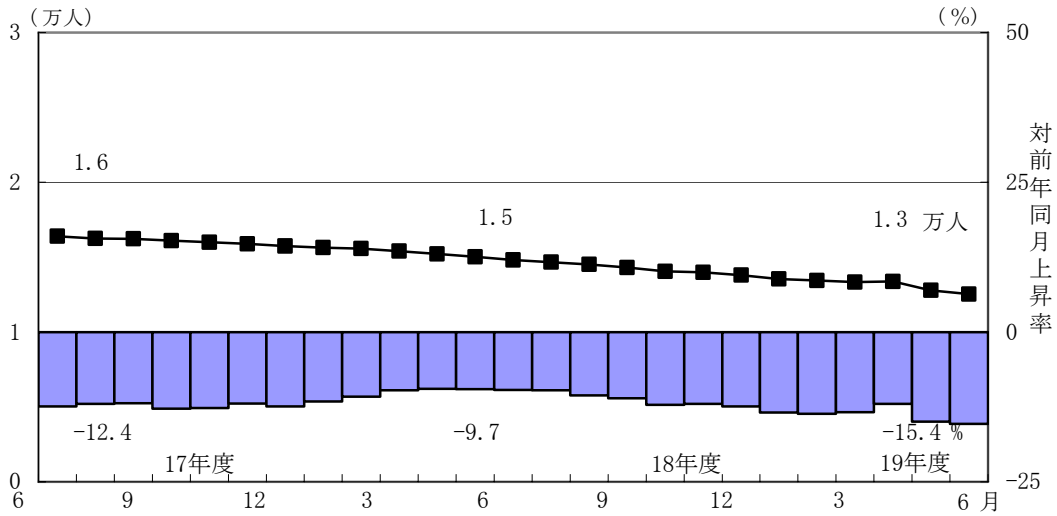
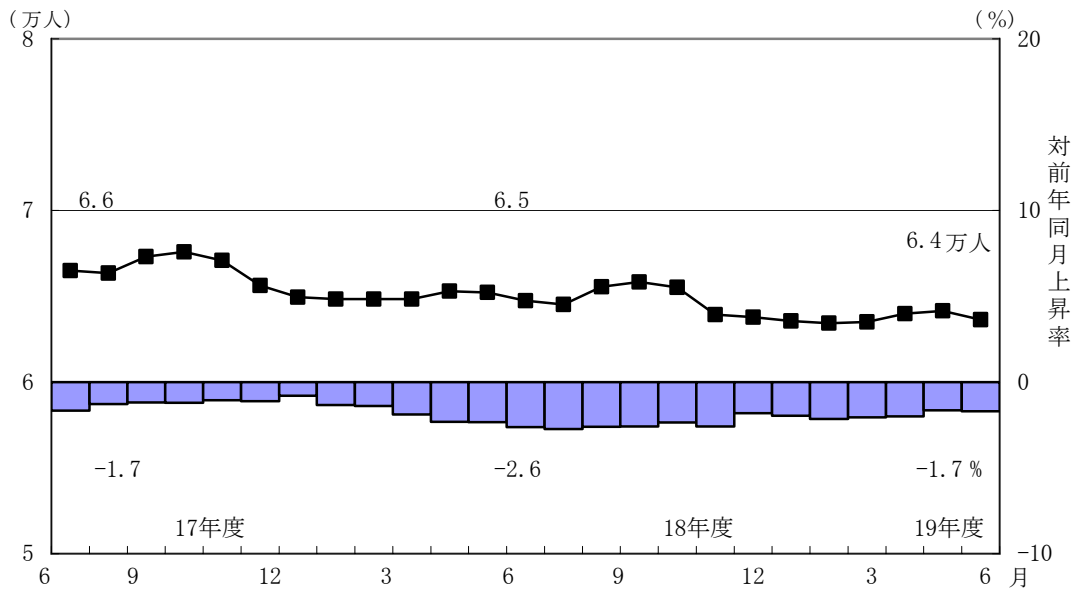


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成19年6月末現在の標準報酬月額の前平均は、政管健保28万2,776円（対前年同月比0.7%増）であり、船員保険38万5,710円（同1.9%増）である。また、法第3条第2項被保険者の平成19年5月末の賃金日額の前平均は1万3,589円（同2.7%増）である。

平成19年6月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保13万4千か所、法第3条第2項被保険者13か所、船員保険の船舶所有者数286か所となっている。被保険者数は、政管健保307万6千人、法第3条第2項被保険者1千人、船員保険4千人となっており、標準賞与額の前平均は、政管健保38万8千円、法第3条第2項被保険者10万3千円、船員保険72万円となっ

ている。

各医療保険に加入している平成19年6月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,300万3千人（対前年同月比1.2%増）、法第3条第2項被保険者1万人（同20.6%減）、船員保険7万1千人（同3.3%減）である。

平成19年6月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額平均は、政管健保31万5,523円（対前年同月比0.6%増）、船員保険41万3,410円（同2.3%増）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の平成19年5月末の賃金日額の平均は1万3,649円（同2.6%増）である。

(2) 給付状況

平成19年6月の保険給付費は、政管健保3,565億円（対前年同月比4.8%増）、法第3条第2項被保険者分3億5千万円（同25.3%増）、船員保険21億4千万円（同4.0%減）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万8千円（同2.8%増）、法第3条第2項被保険者2万8千円（同47.8%増）、船員保険3万4千円（同2.3%減）である。

(3) 診療費の状況

平成19年6月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は、政管健保3,465億円（対前年同月比1.7%増）、法第3条第2項被保険者分1億9千万円（同22.0%減）、船員保険18億1千万円（同2.7%減）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成19年6月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	21,560	40,712	34,650	0.8	△ 0.9	1.7
法第3条第2項	10	33	19	△ 17.0	12.4	△ 22.0
組合健保	18,053	32,558	25,890	2.1	0.7	2.9
船員保険	90	188	181	△ 4.9	△ 6.5	△ 2.7
共済組合	5,535	9,909	7,874	△ 0.9	△ 2.4	△ 0.3
小 計	45,248	83,399	68,614	1.1	△ 0.5	1.9
国 保	32,093	72,228	71,906	2.6	0.9	4.5
老人保健	20,524	62,971	75,748	△ 4.5	△ 5.9	△ 2.5
合 計	97,864	218,598	216,268	0.3	△ 1.6	1.2

(注) 1. 各制度とも審査支払機関からの報告による概数である。

2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。

3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成19年6月末現在の被保険者数1,992万3千人のうち、男子の被保険者数は1,239万2千人（対前年同月比1.5%増）、女子は753万1千人（同2.3%増）である。また、任意適用被保険者数は21万6千人（同57.4%減）で全体の1.1%である。

平成19年6月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万3,770円（対前年同月比1%増）、女子が21万5,319円（同0.4%増）で、女子は男子の66.5%となっている。

平成19年6月末現在の被扶養者数は1,633万3千人で、扶養率は0.820である。

(2) 給付状況

平成19年6月の保険給付費は、3,565億円（対前年同月比4.8%増）となっており、うち、医療給付費は3,277億6千万円（同4.8%増）で保険給付費の91.9%を占めている。また、傷病手当金は123億1千万円で保険給付費の3.5%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年6月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は9,270円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は9,844円、高齢受給者の1人当たり診療費は34,127円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が559.34、被扶養者が662.36、高齢受給者が1,440.86であり、1件当たり日数は、被保険者が1.86日、被扶養者が1.88日、高齢受給者が2.33日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,911円、被扶養者が7,900円、高齢受給者が10,153円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが図I-4であり、入院外についてみたものが図I-5である。

図 I - 4 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院: 老人保健、高齢受給者を除く)

(%)

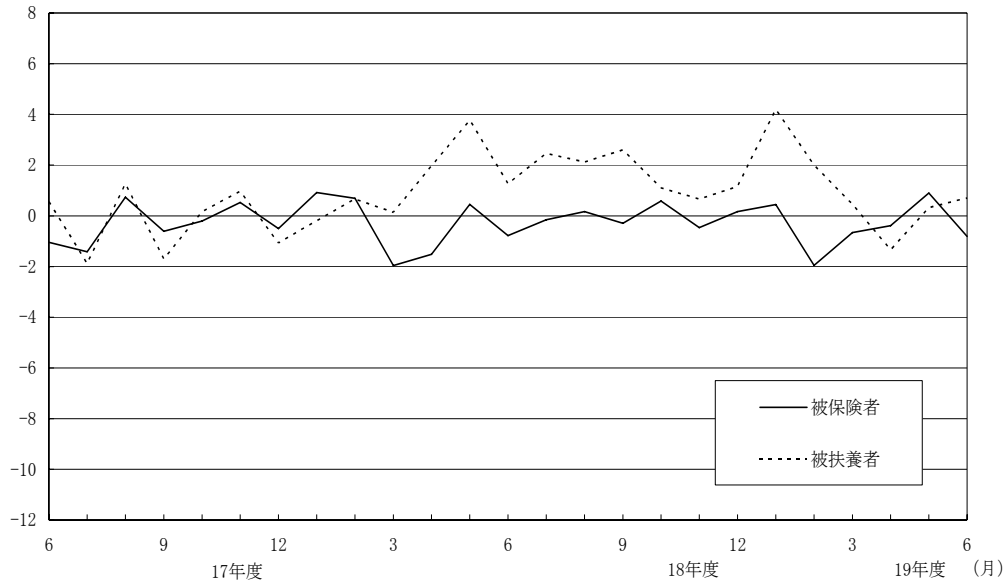
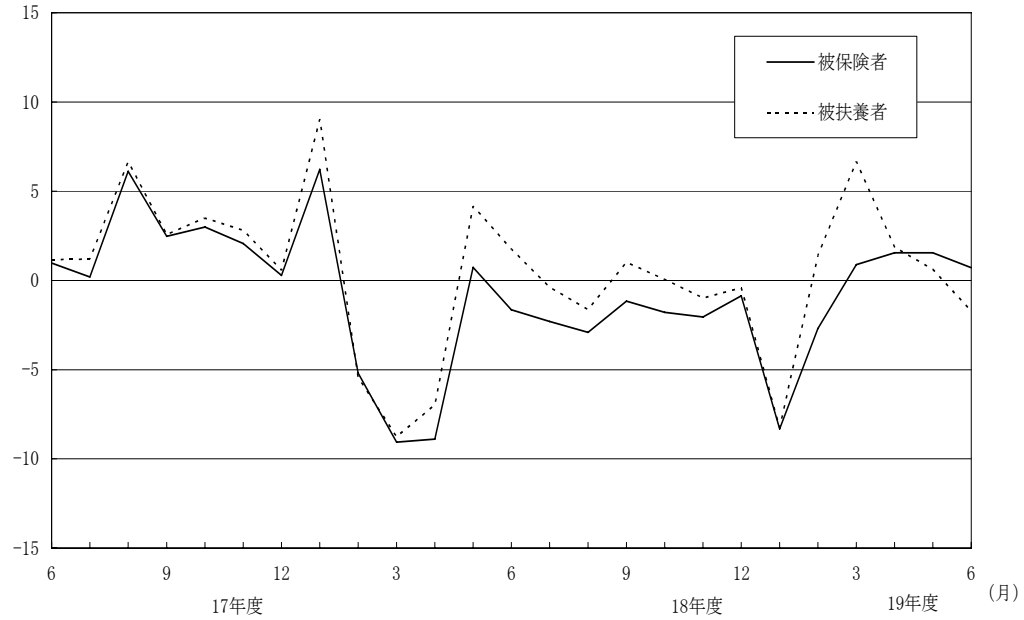


図 I - 5 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院外: 老人保健、高齢受給者を除く)

(%)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成19年6月末現在の被保険者数1万3千人のうち男子は1万人（対前年同月比13.1%減）、女子は3千人（同22.4%減）である。

平成19年6月末現在の被扶養者数は9千人で、扶養率は0.693である。

(2) 給付状況

平成19年6月の保険給付費は、3億5千万円（対前年同月比25.3%増）となっており、うち、医療給付費は1億8千万円（同21.3%減）で保険給付費の51.7%を占めている。また、傷病手当金は1億7千万円で、保険給付費の47.7%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年6月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は9,251円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は7,390円、高齢受給者の1人当たり診療費は23,078円となっている。これを三要素に分解すると、受診率(千人当たり件数)は、被保険者が497.93、被扶養者が401.36、高齢受給者が940.67であり、1件当たり日数は、被保険者が4.12日、被扶養者が2.15日、高齢受給者が2.79日であり、1日当たり診療費は、被保険者が4,514円、被扶養者が8,565円、高齢受給者が8,796円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成19年6月末現在の被保険者数6万4千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比0.4%減）、漁船（い）が1千人（同0.9%増）、漁船（ろ）が1万8千人（同2.6%減）、疾病任意継続被保険者数は3千人（同11.9%減）である。

平成19年6月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万3,329円（対前年同月比0.8%増）、漁船（い）が37万7,231円（同0.1%増）、漁船（ろ）が33万7,492円（同5.2%増）である。平成19年6月末現在の被扶養者数は9万6千人で、扶養率は1.515である。

(2) 給付状況

平成19年6月の保険給付費は、21億4千万円（対前年同月比4.0%減）となっており、うち、医療給付費は17億6千万円（同1.4%減）で、保険給付費の82.5%を占めている。また、傷病手当金は3億円で、保険給付費の14.0%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年6月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は12,646円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は10,862円、高齢受給者の1人当たり診療費は31,825円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が499.96、被扶養者が641.07、高齢受給者が1,378.79であり、1件当たり日数は、被保険者が2.23日、被扶養者が1.96日、高齢受給者が2.57日であり、1日当たり診療費は、被保険者が11,326円、被扶養者が8,632円、高齢受給者が8,981円である。